

# 市民公益税制 P T 報告書の概要

## 1 所得税の税額控除制度の導入（平成 23 年分から適用）

（1）認定 N P O 法人に対する寄附について、所得税において新たに税額控除を導入する（所得控除との選択制）。

〔控除割合〕 寄附金額の 40%（地方税 10%と合わせて 50%）

〔控除限度額〕 所得税額の 25%

（2）公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、パブリック・サポート・テストと同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金について、税額控除を導入する。

## 2 認定 N P O 法人制度の見直し

内閣府において、「新しい公共」の枢要な担い手となる N P O 法人の健全な発展のための必要な環境整備を行うことを目的とした新法（又は N P O 法の改正）により、新たな認定制度が整備されることを目指す。

それまでの間の対応として、現行の認定 N P O 法人制度の認定基準の見直し等の一部について平成 23 年度から税制上の措置を講ずる。

### （1）平成 23 年度より税制上対応する措置

#### ① 認定要件の見直し

- P S T 要件に絶対値基準を導入し、現行の判定基準との選択制とする。その具体的水準は、「寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上」とする。
- 地方団体が、その域内に事務所を有する N P O 法人のうち、条例において個別に指定したものは、P S T 要件等を免除する。
- P S T 要件の基準を 5 分の 1 以上とする特例を恒久化するほか、小規模法人の特例や初回の認定申請の実績判定期間を 2 年とする扱いを存置する。

#### ② 認定取消しの場合の取戻し課税

- 認定 N P O 法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取戻し課税を行うこととする。

## **(2) 新たな認定制度の創設と税制上の対応**

内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定機関のあり方等、下記の内容について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から新たな認定制度が開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。

- ① **新たな認定機関等**：認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管する。これと併せ、2以上の都道府県に事務所を設置する法人の認証事務を内閣府から主たる事務所の所在する都道府県に移管する。内閣府は、都道府県に対し情報の提供その他必要な支援を行う。
- ② **「仮認定」の導入等の支援**：設立初期の活動支援として、設立後5年以内のNPO法人でPST要件以外の認定要件を満たすものは、1回に限り、有効期間3年の「仮認定」を受けることができることとする。
- ③ **監督規定の整備等**：新たな認定制度に基づき認定されたNPO法人（「仮認定」を含む。）の適正な運営を確保する観点から、監督規定の整備等を行う。
- ④ **新たな認定制度の下での税制措置**：新制度に現行と同様の認定基準が設けられる前提で、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認める。「仮認定」については、寄附金控除を認める。

みなし寄附金について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、それらと同等の損金算入限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）に引き上げる。

## **3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）**

- (1) **寄附対象団体の拡大**：認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。
- (2) **地方団体によるNPO支援**：個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則としてふるさと寄附金に該当することとする（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）。
- (3) **適用下限額の引下げ**：個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。

※(1)及び(3)は、平成24年度分の個人住民税から適用（平成23年中の寄附金から対象）。